

2022 年度経営セミナー

経営のための会計講座⑨

会計の基礎知識

2022年6月11日

井関公認会計士事務所

9 企業活動と税金②

■消費税

消費税の世界は単に取引の世界で、「売上」「売上原価」「販管費」などという区分、表示は意味がありません。

- ・ 売上に係る消費税とは課税取引から得た消費税(仮受消費税等)
- ・ 仕入等に係る消費税とは課税取引で支払った消費税(仮払消費税等)という意味です。
- ・ 売上に係る消費税 － 仕入等に係る消費税 ＝ 納付(還付)税額【本則課税】

1. 課税取引の基本

①事業者が事業として

法人は全て、個人は事業者か否かを区分する。

事業とは一定の目的をもって同種の行為を反復、継続かつ独立して遂行すること。

②国内において

消費税は日本の税金なので国内取引に課税、国内か国外の区分は原則次の通り

資産の譲渡・貸付	⇒	そのときの資産の所在地
役務の提供	⇒	提供が行われた場所

輸出は国内取引で課税ですが、政策的に税率をゼロとする。これを免税という。

輸入は国外取引で不課税ですが、政策的に課税し税関と輸入者とでの国内取引となる。

③対価を得て行う

無償取引は原則除外
(贈与、寄付、無償提供は原則課税対象外)

④資産の譲渡・貸付・役務の提供

損益(所得)ではなく、上記の取引に対して課税される。

消費税の枠外としての不課税取引

海外活動費(非国内)・給料・退職金・賞与・慶弔交際費・租税公課 (非事業者か非対価性)

損害賠償金・寄付金・受取配当金・受取保険金・出資金等(非対価性)

消費税の非課税取引

消費税の性格から課税対象とすること
・土地の譲渡、貸付等(1ヵ月未満を除く)
・有価証券、支払手段(手形等)の譲渡等
・利子、保証料、保険料等
・郵便切手、印紙の譲渡
・商品券、プリペイドカード等の譲渡
・住民票、戸籍謄本等の行政手数料等
・国際郵便為替、外国為替

社会政策的な配慮に基づくもの
・社会保険医療等
・介護サービス、第一種及び第二種社会福祉事業等
・助産費用
・埋葬料、火葬料
・一定の身体障害者用物品の譲渡、貸付等
・一定の学校の授業料、入学金、施設設備等
・教科用図書の譲渡
・住宅の貸付

2. インボイス制度への対応

①適格請求書(インボイス)とは

適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

請求書や納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問いません。

課税事業者が仕入税額控除を行う際に、この適格請求書の保存が求められます。

適格請求書	
①	適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
②	取引年月日
③	取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
④	税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
⑤	税率ごとに区分した消費税額等
⑥	書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書①				△△商事 登録番号 T 012345...	
⑥ (株)〇〇御中		11月分 131,200円		××年11月30日	
②	日付	③	品名	金額	
11/1	魚 *			5,000円	
11/1	豚肉 *			10,000円	
11/2	タオルセット			2,000円	
		...			
合計		120,000円	消費税	11,200円	
④	8%対象	40,000円	消費税	3,200円 ⑤	
	10%対象	80,000円	消費税	8,000円	
				③ * 軽減税率対象	

②提出期限と申請方法

イ)提出期限

インボイス制度の登録申請は、2021年10月1日より受付がすでに始まっています。
2023年10月1日の制度導入のタイミングに合わせて適格請求書発行事業者になるには、
2023年3月31日が提出期限となっていますので注意しましょう。

適格請求書発行事業者の登録申請書

【1／2】

令和 年 月 日		(フリガナ)		(フリガナ)	
申 請 者		住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる事務所の所在地		○ (法人の場合のみ公表されます)	
		(電話番号 ー ー)			
請 求 者		(フリガナ)		(フリガナ)	
		納 税 地		(電話番号 ー ー)	
者		(フリガナ)		○	
		氏名又は名称			
_____ 税務署長殿		(フリガナ)			
		(法人の場合) 代表者氏名			
		法 人 番 号			

この申請書に記載した次の事項（○印欄）は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。

1 申請者の氏名又は名称
2 法人（人格のない社団等を除く。）にあっては、本店又は主たる事務所の所在地
なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。
また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。
※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。

令和5年3月31日（特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日）までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。

事 業 者 区 分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。	
	☐ 課税事業者	☐ 免税事業者

※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください（詳しくは記載要領等をご確認ください。）。

令和5年3月31日（特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日）までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情

税 理 士 署 名 _____ (電話番号 ー ー)

※ 税務署処理欄	整理番号		部門番号		申請年月日	年 月 日	通 信 日 付 印 確 認	
	入 力 処 理	年 月 日	番号確認		身元確認	☐ 済 ☐ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（ ）	
	登録番号	T						

注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
2 税務署処理欄は、記載しないでください。
3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）」を併せて提出してください。

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）

【2／2】

		氏名又は名称			
免 税 事 業 者 の 確 認	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。				
	☐ 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。				
	個 人 番 号				
	事 業 内 容	生 年 月 日（個人）又は設立年月日（法人）	1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和 年 月 日	法人のみの記載	事 業 年 度 自 月 日 至 月 日 資 本 金 円
	等	事 業 内 容		登 録 希 望 日	令和 年 月 日
		☐ 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者		課 税 期 間 の 初 日 令和 年 月 日	

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

登 録 要 件 の 確 認	課税事業者です。		☐ はい ☐ いいえ
	※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。		
	納税管理人を定める必要のない事業者です。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）		☐ はい ☐ いいえ
	納税管理人を定めなければならない場合（国税通則法第117条第1項） 【個人事業者】 国内に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有せず、又は有しないこととなる場合 【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合		

確 認	納税管理人の届出をしています。 消費税納税管理人届出書（提出日：令和 年 月 日）		☐ はい ☐ いいえ
	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）		☐ はい ☐ いいえ

参 考 事 項	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。		☐ はい ☐ いいえ

イ)申請方法

■ 適格請求書発行事業者の登録申請用紙 <別紙1> に下記項目を記入

- ・住所(法人の場合は本店地または主たる事務所の所在地を記載します)
- ・納税地の住所
- ・氏名又は名称
- ・代表者氏名(法人の場合のみ)
- ・法人番号
- ・事業者区分(課税事業者又は免税事業者)
- ・登録要件の確認(課税事業者であるかどうか、消費税法の違反歴がないかどうか)

【免税事業者である場合の、追加記入項目】

- ・個人番号(個人事業者の場合)
- ・設立年月日(個人事業者の場合は生年月日)
- ・事業内容
- ・設立年月日と資本金

■ 郵送若しくはe-Taxで提出

登録にかかる期間の目安は、紙による申請の場合は大体1か月程度、
e-Taxによる申請の場合は2週間程度となっているようです。

- ### ■ 審査が通れば、登録番号が記載された登録通知書が送付されます。登録通知書が届いたら 内容に相違が無いか確認しましょう。 登録通知 <別紙2> とあわせて、適格請求書発行事業者の情報は、国税庁ホームページ 「適格請求書発行事業者公表サイト」で公表されます。

納税地	
氏名又は名称	
代表者氏名	殿

令和 3年12月21日

八尾
税務署長
財務事務官
小山 幹一



適格請求書発行事業者の登録通知書

貴法人から令和 3年12月 7日付で提出された適格請求書発行事業者の登録申請に基づき、以下の通り登録しましたので、通知します。

登録年月日	令和 5年10月 1日
登録番号	T
名称	株式会社
本店又は主たる事務所の所在地	大阪府
	以上

③自社が免税事業者の場合の注意点

インボイスが無い課税仕入については仕入税額控除が出来ません
また、インボイスを発行できるのは、課税事業者である適格請求書発行事業者に限られます。

⇒ 結果として課税事業者である得意先は免税事業者からの仕入を避けようとする、又は消費税額分の値引要請を行うことが想定されます。

④免税事業者等からの仕入の取扱い

免税事業者等からの仕入に関しては原則仕入税額控除の適用が認められなくなります。
ただし、経過措置として令和11年9月末まで一定の割合で求められた金額を控除額とすることが認められています。

期間	控除対象額
令和5年10月1日～令和 8年9月30日	仕入税額相当×80%
令和8年10月1日～令和11年9月30日	仕入税額相当×50%
令和11年10月1日以降	仕入税額控除不可

(仕入先が適格請求書発行事業者にならず、消費税負担が増える可能性が高いケース)

- ・個人への外注費(一人親方 等)
- ・個人または小規模事業者から賃借している地代家賃 等

⇒ 適格請求書発行事業者からの仕入への切り替えの検討、仕入先への適格請求書発行事業者登録の依頼

○免税事業者のまま(インボイス登録をしない)でも問題のないケース

- ・ 顧客が一般消費者だけ(理容美容室・ゲームセンター・学習塾 等)
- ・ 非課税取引(居住用の賃貸等)の売上しか発生しない
- ・ 独自技術をもっており税額の問題で得意先から縁を切られる恐れがない
- ・ 自己が経営する会社に店舗のみを賃貸している個人事業主

⇒ 上記以外の場合は、現在免税事業者であっても適格請求書発行事業者への登録が必要となります

免税事業者から課税事業者になる場合、原則は「本則課税」になりますが、課税売上高5,000万円以下の場合は、「簡易課税」制度を選択することも可能です。

▶簡易課税制度とは

基準期間(前々年または前々事業年度)の課税売上高が5,000万円以下の場合、事業者が事前に届出書を提出することで、本則課税に代えて簡易課税により消費税の申告計算ができる制度

簡易課税は、「課税売上高に対する消費税額」に「みなし仕入率」を掛けて計算した金額を、「課税仕入に対する消費税額」とみなして計算します。

なお、簡易課税を選択した場合は2年間継続する必要があります。

事業の種類	具体例	みなし仕入率
第1種事業	卸売業	90%
第2種事業	小売業、農業・林業・漁業（飲食料の譲渡に係る事業）	80%
第3種事業	製造業、農業・林業・漁業（飲食料の譲渡に係る事業を除く）	70%
第4種事業	その他の事業	60%
第5種事業	サービス業等、金融・保険業等	50%
第6種事業	不動産業	40%

例）卸売業の場合

課税売上高 33,000千円

$33,000 \text{千円} \div 1.1 \times 0.1 = 3,000 \text{千円} \cdots \textcircled{1}$ （仮受消費税）

$\textcircled{1} \times 0.9 \text{ (卸売業)} = 2,700 \text{千円} \cdots \textcircled{2}$ （仮払消費税）

$\textcircled{1} - \textcircled{2} = \underline{300 \text{千円}}$ （支払消費税）

例) 工場の貸付業の場合

家賃売上	770千円 (年間 9,240千円)	
年間経費	1,500千円 (固定資産税等)	非課税
	1,100千円 (消耗品等)	課税
	4,200千円 (人件費等)	不課税

貸付側

【現状】

(課税売上高) $770\text{千円} \times 12 = 9,240\text{千円}$
 (仮受消費税) $9,240\text{千円} \div 1.1 \times 0.1 = 840\text{千円}$
 (支払消費税) 課税売上高1,000万円以下のため消費税の支払なし(840千円の益税)

【インボイス後】

本則課税

(課税売上高) $770\text{千円} \times 12 = 9,240\text{千円}$
 (仮受消費税) $9,240\text{千円} \div 1.1 \times 0.1 = 840\text{千円}$
 (仮払消費税) $1,100\text{千円} \div 1.1 \times 0.1 = 100\text{千円}$
 (支払消費税) $840\text{千円} - 100\text{千円} = \underline{740\text{千円}}$

【インボイス後】

簡易課税

(課税売上高) $770\text{千円} \times 12 = 9,240\text{千円}$
 (仮受消費税) $9,240\text{千円} \div 1.1 \times 0.1 = 840\text{千円}$
 (仮払消費税) $840\text{千円} \times 0.4 (\text{不動産業}) = 336\text{千円}$
 (支払消費税) $840\text{千円} - 336\text{千円} = \underline{504\text{千円}}$

原則課税の場合と簡易課税を比較した場合236千円の消費税納税差額が出るため簡易課税制度を適用した方が良い。

借り側

【現状】

(支払家賃) $770\text{千円} \times 12 = 9,240\text{千円}$
(仮払消費税) $9,240 \div 1.1 \times 0.1 = \underline{840\text{千円}} \text{ (①)}$

⇒ ①の金額を仕入税額控除として処理

【インボイス後】 適格事業者の場合

以前までと変わらない処理

【インボイス後】 適格事業者でない場合

(支払家賃) $770\text{千円} \times 12 = 9,240\text{千円}$
(仮払消費税) 0千円(消費税の仕入税額控除が出来ない為、全額経費扱い)

⇒ 適格事業者の場合に比べ、支払消費税(納付額)が840千円増加